

# 令和6年4月継続入所者用

町内用

# 真鶴町保育所等入所の手引き

ご確認ください！

この手引きは、真鶴町に住所がある方で令和6年度4月以降も継続して町内の保育所に入所を希望される方用です。

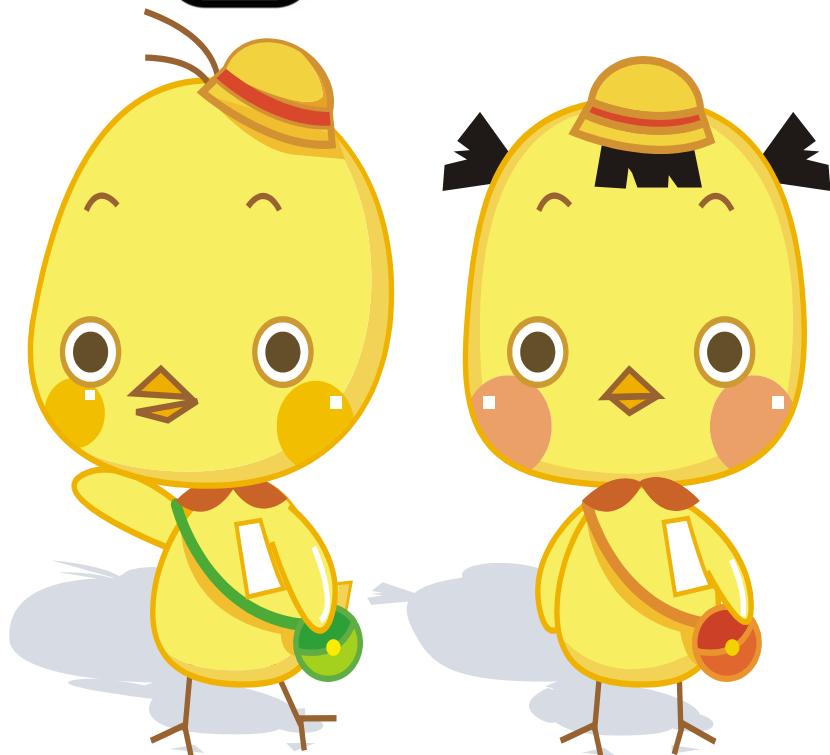
他の時期に入所を希望される方は、福祉課までご連絡ください。

子ども・子育て支援法の規定により現況届の提出が必要となりました。

継続申込みを兼ねた現況届の提出をお願いしています。



幸せをつくる  
真鶴時間



真鶴町福祉課 子育て支援係

68-1131（内線233）

# 現在入所中の保育所等の継続入所を希望される保護者の方へ

この手引きの記載内容をご確認ください。

継続入所に向けた事務的な手続き等がありますので、スムーズな手続きにご協力ください。

また、提出書類の内容や受け入れ施設の入所状況により継続入所ができない場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。

## 1. 保育所等のご利用にあたり

平成27年4月から全国一斉に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼稚園や保育所、認定こども園等をご利用される前に、あらかじめ子どものための教育・保育の必要性について「認定」を受けることが必要となりました。

認定には1号から3号まで3つの区分があり（新制度に移行しない幼稚園等の入所を希望する場合は「認定」は不要。）、区分に応じて利用できる施設が決まります。

今回、継続を希望される方におかれましては、令和5年度において2号または3号の認定を受けていますが、子ども・子育て支援法の規定により毎年現況届の提出が必要となりましたので、継続申込みと現況届を併せて提出していただくものです。

認定区分	対 象	主な利用施設
1号認定	お子さんが <u>満3歳以上で幼稚園等での教育を希望する場合</u> 年齢は令和6年4月1日現在の満年齢で判断します。 (※申込時・入園時の年齢ではありません)	・幼稚園
2号認定	お子さんが <u>満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合</u> 年齢は令和6年4月1日現在の満年齢で判断します。 (※申込時・入園時の年齢ではありません)	・保育所
3号認定	お子さんが <u>満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合</u> 年齢は令和6年4月1日現在の満年齢で判断します。 (※申込時・入園時の年齢ではありません)	・保育所

保育所に入所可能な年齢区分は、次のとおりです。

0歳児：令和5年4月2日以降（貴船愛児園：生後9か月、石田保育園：生後10か月）

1歳児：令和4年4月2日～令和5年4月1日生

2歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生

3歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生

4歳児：平成31年4月2日～令和2年4月1日生

5歳児：平成30年4月2日～平成31年4月1日生

## 2. 保育所等とは

保育所等とは、保護者が就労や病気などの理由により「家庭で保育できないお子さん」を、保護者にかわって保育する児童福祉法に基づいた施設です。就学前の教育や集団生活に慣れさせるため等の理由では、保育所等に入所することはできません。

また、次の「3」の理由に満たない場合の継続入所は出来ません。

### 3. 保育の実施を必要とする理由について（保育所等の入所理由）

真鶴町に住民登録があり、母親などお子さんの保護者が次のいずれかに該当する場合に入所できます。同居の60歳未満の祖父母等が保育できる場合は入所できません。

- (1) 家庭の内外で就労している場合※1
- (2) 妊娠中か、出産後間もない場合※2
- (3) 病気、けがのほか、心身に障がいがある場合
- (4) 同居の親族の方が長期間、病気、けがのほか、心身に障がいがあるため、その親族の方を常に介護することが必要な場合
- (5) 地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合
- (6) 求職活動をしている場合（3か月間）
- (7) 就学中の場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) その他 保育が必要と認められる場合

※1 1日平均4時間以上、1か月平均16日以上（月64時間以上）の労働の場合に該当します。

※2 出産予定月の前後連続最長3か月まで入所できます。

※ 上記以外の理由につきましては、福祉課へお問い合わせください。

### 4. 繼続入所に必要な書類について

保育所等の継続入所にあたっては、次の書類の提出が必要です。

- (1) 教育・保育給付認定現況届兼保育所等継続申込（確認）書 ※お子さん1人につき1通必要です
- (2) 保育所等入所児童の状況確認調書 ※お子さん1人につき1通必要です
- (3) 入所資格を満たしているかどうかを確認するための書類  
（「9. 提出が必要な入所資格の確認資料について」をご参照ください）
- (4) 副食費徴収対象の判定の際に必要となる市町村民税課税状況のわかる書類（原則不要）  
（「10. 提出が必要な市町村民税の課税状況がわかる書類について」をご参照ください）
- (5) 個人番号（マイナンバー）に関する書類  
（「11. 個人番号（マイナンバー）について」をご参照ください。）

※ 新規を含むきょうだい同時入所の場合、(3)、(4)、(5)の2人目以降の分は添付を省略できます。

### 5. 支給認定について（保育所等の利用に必要なものです）

- (1) 届出内容に教育・保育給付認定内容の変更が生じない場合は、以前に交付した「支給認定証」の内容がそのまま引き継がれます。教育・保育給付認定内容の変更が伴う場合には届出書の審査を経て、新たな「支給認定証」を交付します。
- (2) 届出内容を確認した結果、保育を必要とする理由があると認められない場合には認定を取り消し、継続入所は出来なくなります。また、勤務先への在籍確認などにより申込み内容に虚偽が認められた場合も入所ができない場合があります。
- (3) 保育の必要性の認定事由に応じて、利用できる時間（保育必要量）が「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分され、その区分により利用できる時間が異なります。

保育必要量	利用できる時間	認定の対象となる事由
保育標準時間	保育が必要な範囲内で 1日最大11時間 ※1	・就労時間が月120時間以上 ※3 ・妊娠、出産 ・病気、けが、障がい ・病人の介護等 ・災害の復旧 等
保育短時間	保育が必要な範囲内で 1日最大 8時間 ※2	・就労時間が月64時間以上120時間未満 ※3 ・求職活動 等

- ※1 保育所等が通常開所している時間内の範囲での利用となります。  
例) 11時間利用の認定を受けていても、利用する保育園の開所時間が10時間の場合は、利用可能時間は最大10時間となります。
- ※2 保育短時間の場合は、保育所等が定める「保育短時間」の保育時間の範囲内での利用となります。  
例) 8時間以上開所している保育園が「保育短時間」の保育時間を8:30から16:30と定めている場合において、「保育短時間」の認定を受けている場合はその定めた時間内で最大8時間までの利用となります。
- ※3 就労時間は、通勤・休憩（昼休み等）を考慮します。
- ※ 保育標準時間と判断された方が短時間の保育を希望する場合は保育短時間認定が可能です。
- ※ 時間の例は一例です。開所時間及び利用可能時間の設定は各保育所等で異なります。

(4) 支給認定証の有効期間の原則は次のとおりです。

認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学の始期に達するまで
2号認定	
3号認定	満3歳（4月1日現在ではありません）に達する日の前日まで

## 6. 保育所等の継続入所決定について

定員を超える入所申込みがあった保育所等については、選考により保育の必要性が高いお子さんから順に入所を承諾します。

「5.(2)」において教育・保育給付認定を取り消された場合、入所は出来ません。

施設の受け入れ態勢を超えた場合、「支給認定証」は交付出来ますが、入所ができない場合があります。

## 7. 継続入所の時期について

保育所等の継続入所日は原則として、4月1日となります。

## 8. 保育の実施が可能な期間について

お子さんが小学校に入学する前まで、入所資格に該当すると見込まれる期間です。

保護者の退職や、病気の回復などでお子さんの家庭での保育が可能になった場合は、継続して入所し続けることはできません。

年度更新時（毎年12月から1月頃）に、継続入所資格を確認します。必要に応じて就労証明書等の書類を提出していただきます。

## 9. 提出が必要な入所資格の確認資料について

「3. 保育の実施を必要とする理由について」に応じて、それぞれ次の表に掲げる書類を提出してください。

	入所資格	提出書類
(1)	就労している場合（内定含む）	就労証明書 (同居の父及び母、60歳未満の祖父母等)
(2)	妊娠中か、出産後間もない場合	母子健康手帳（母の氏名と分娩予定日がわかるページ）の写し
(3)	病気、けがのほか、心身に障がいがある場合	診断書または身体障害者手帳等、障がいの程度がわかるものの写し

(4)	同居の親族の方が長期間、病気、けがのほか、心身に障がいがあるため、その親族の方を常に介護することが必要な場合	診断書、身体障害者手帳、または介護保険被保険者証（要介護状態区分がわかる面）の写し
(5)	地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合	罹災証明書（災害の程度、復旧見込期間等の記載があるもの）の写し
(6)	求職中の場合	申立書（就職活動状況、見込等を記載） 就労先が決定次第、就労証明書を提出
(7)	就学中の場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）	在学証明書 学生証 時間割等スケジュールが分かるもの
(8)	虐待やDVのおそれがある場合	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明等

- ※ 用紙の追加が必要な場合は、役場福祉課までお願いします。
- ※ きょうだいで同時に入所（新規含む）する場合は、どちらかの児童1名分のみで結構です。
- ※ 就労証明書は勤務先または内定先において記入をお願いします。  
また、勤務先の事業主（就労者本人を含む）が親族である場合、就労証明書に地区の民生委員・児童委員の署名が必要となります。地区の民生委員・児童委員がわからない場合は、福祉課へお問い合わせください。
- ※ 求職を理由に入所し就労できずに3か月を経過する場合、公共職業安定所等での求職活動の事実がわかる書類等（ハローワークカード、雇用保険受給者資格証）が提出できる場合は例外的に保育期間の延長を認めることができます。その際に公共職業安定所等を利用せずに自宅内において求人広告等の閲覧等だけを行っている場合は、求職活動とは原則認められません。

## 10. 提出が必要な市町村民税の課税状況がわかる書類について（原則不要）

教育・保育給付認定現況届兼保育所等継続入所申込（確認）書が情報の閲覧等の同意書を兼ねていますので、忘れずに記入をお願いします。

同意のない方については、別途課税証明書等の提出を求めます。また、所得税（市町村民税）未申告の方は、申告をお願いします。

## 11. 個人番号（マイナンバー）について

「マイナンバー制度」が導入され、申請の際にマイナンバーの記載及び申請者の本人確認が必要となりましたので、教育・保育給付認定現況届兼保育所等継続申込（確認）書の個人番号欄に12桁の番号を必ず記載し（新たな同居者のみ）、個人番号を証明する書類の写しと申請者（基本的に父または母）本人の確認ができる書類の写しを必ず添付してください。

※昨年度の手続き後、新たに同居者となった方の分のみ 個人番号を証明する書類の写し (①～③のいずれか)	①	有効期限内のマイナンバーカード（両面）
	②	マイナンバー通知カード（各世帯に配布済）
	③	マイナンバーの記載された住民票（写し可）
申請者の本人が確認できる書類の写し (①～③のいずれか 有効期限がある場合は、有効期限内のもの)	①	有効期限内のマイナンバーカード（両面）
	②	運転免許証、パスポート、写真つき住民基本台帳カード、身体障害者手帳等の写真のついた公的証明書のうちどれか <u>1つ</u>

	③	健康保険証、年金手帳、写真なし住民基本台帳カード等の写真のついていない公的証明書のうちどれか <u>2つ</u>
--	---	--

## 12. 保育料について

真鶴町に住所がある、0歳から5歳児までの全ての子どもの保育料は無償です。真鶴町民が町外の施設を利用する場合も対象となります。ただし、通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外です。

真鶴町外にお住いのお子様は、お住いの市町村の決定した保育料となります。

## 13. 食材料費について（3歳～5歳児）

施設で提供する給食の材料にかかる給食費については、町内保育園を利用の場合、主食費1,000円と副食費4,500円の給食費を直接保育所にお支払いいただきます。町外の施設を利用する場合は、利用する施設にお問い合わせください。なお、0歳～2歳児までは食材料費の徴収はありません。

年収約360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食費が免除されます。町が世帯構成や町民税情報をもとに判定し、免除対象となる児童については、町から通知します。

## 14. 繙続入所後の留意事項について

- (1) 住所、勤務先、勤務状態、家庭の状況等、入所申込時の状況に変更があった場合は、速やかに「支給認定変更申請書」を保育所または福祉課へ提出してください。
- (2) 求職活動中で入所した方は、入所日から3か月以内に就労証明書など就労を証明する書類の提出がない場合は退所となりますのでご注意ください。
- (3) 就労実態の確認ができないときは、保育所へ入所できる基準を満たしていないと判断し、保育の実施を解除（退所）することになりますのでご注意ください。
- (4) 家庭の事情等により保育所を退所する場合は、退所する月の10日頃までに「退所届」を保育所または福祉課へ提出してください。

## 15. 申込方法（書類提出）について

「4. 繙続入所に必要な書類」を封筒等に入れ、次のとおり提出してください。

提出に際しましては、個人情報保護の観点から申請用紙等が同封されていた封筒または申請書類が入る程度の封筒に入れ、封筒のおもて面に継続する児童名や書類を持参された方の続柄（父や母等）を記載し、セロハンテープや糊等で口が開かないようにして提出してください。書類むき出しのままのご提出の場合、保育所では受け取ることができません。

なお、役場福祉課窓口に提出される場合は封筒の封かんは不要となり、マイナンバーに係る本人確認書類は、書類を持参される方（基本的に父または母）のものを同封してください。

### 町内保育園を継続される（転園がない）方

提出場所	提出期限	備 考
現在入所している保育所	令和6年1月15日（月）まで（保育所開所時間内）	封をした封筒で提出してください

真鶴町役場 (福祉課子育て支援係)	令和6年1月15日(月) まで(8:30 ~ 17:15)	土・日・祝日・12月29日から1月3日は不可 封筒の封は必要ありません
----------------------	----------------------------------	--

※提出期限は厳守でお願いしますが、揃わない書類がある場合は、役場福祉課までご連絡ください。

必要書類が揃わない場合は、入所の選考に関し他の方よりも不利となる場合や、入所ができない場合があります。

## 16. 提出後のスケジュールについて

提出書類を町で確認し、2月下旬～3月中旬を目処に継続入所決定に係る通知をお送りする予定です。なお、書類の提出状況及び記載事項の内容によっては継続入所を取り消す場合がありますのでご了承ください。

※書類の内容につきましては必要に応じて電話等で確認をさせていただく場合がありますので、日中ご連絡が可能なご連絡先の記載をお願いします。

※ご不明な点は、真鶴町役場 福祉課子育て支援係 岸本 TEL：68-1131 内線233